

**東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて**

東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東近江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東近江市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項において同じ」を、「小規模保育事業C型をいう」の次に「。附則第4条において同じ」を加える。

第42条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第4項を同条第11項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項」を「（第37条第2項」に改め、「もの」の次に「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「にあつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確

保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。